

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮崎県	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)					
		担当課(室)名	所属事務所掌			問3-1 有				問4-1 無					
			問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況				
				22	25	26			21						
45 201	宮崎市	文化・市民活動課	1 2 1 1	宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例	2005年10月1日	2006年1月1日		第3次宮崎市男女共同参画基本計画	2024.4.1	~ 2030.3.31	1	1			
45 202	都城市	地域振興課	1 2 1 1	都城市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月22日	2006年10月1日		第4次都城市男女共同参画計画	2023年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1			
45 203	延岡市	男女共同参画推進室	1 1 1 1	延岡市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		第3次のべおか男女共同参画プラン	2022年4月1日	~ 2032年3月31日	1	1			
45 204	日南市	市民生活部地域自治課	1 2 1 1	日南市男女共同参画社会づくり審議会	2009年3月30日	2009年3月30日		第2次日南市男女共同参画基本計画	2021年4月	~ 2031年3月	1	1			
45 205	小林市	市民課	1 2 1 1	小林市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2010年3月23日		第3次小林市男女共同参画基本計画	2023年4月	~ 2032年3月	1	1			
45 206	日向市	人権・同和行政・男女共同参画推進室	1 1 1 1	日向市男女共同参画推進条例	2008年2月28日	2008年4月1日		第6次日向市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1			
45 207	串間市	市民協働課	1 2 1 1	串間市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		第3次串間市男女共同参画基本計画	2025年4月1日	~ 2030年3月31日	1	1			
45 208	西都市	市民課	1 2 1 1	西都市男女共同参画推進条例	2004年3月25日	2004年4月1日		第4次西都市男女共同参画プラン	2024年4月1日	~ 2029年3月31日	1	1			
45 209	えびの市	総務課 人権啓発室	1 2 1 1	えびの市男女共同参画推進条例	2009年12月17日	2010年4月1日		第4次えびの市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1			
45 341	三股町	総務課	1 2 1 1	三股町男女共同参画推進条例	2014年6月27日	2014年7月1日								1	
45 361	高原町	総務課	1 2 1 1	高原町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		第2次高原町男女共同参画基本計画	2024年4月	~ 2034年3月	1	1			
45 382	国富町	総合戦略課	1 2 2 1	国富町男女共同参画推進条例	2022年3月14日	2022年4月1日		第3次国富町男女共同参画計画	2022年4月1日	~ 2032年3月31日	1	1			
45 383	綾町	総合政策課	1 2 1 1	綾町男女共同参画推進条例	2016年10月1日	2016年10月1日		第一次綾町男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1			
45 401	高鍋町	総務課	1 2 1 1	高鍋町男女共同参画推進条例	2020年3月23日	2020年4月1日		第2次高鍋町男女共同参画プラン	2016年4月1日	~ 2026年3月31日	2	1			
45 402	新富町	総合政策課	1 2 1 1	新富町男女共同参画推進条例	2022年12月14日	2022年12月14日		第3次 新富町男女参画計画	2023年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1			
45 403	西米良村	総務課	1 2 2 2	西米良村男女共同参画推進条例	2014年3月11日	2014年4月1日		西米良村男女共同参画基本計画	2020年4月1日	~ 2025年3月31日	2	1			
45 404	木城町	総務財政課	1 2 1 1	木城町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年4月1日								1	
45 405	川南町	総務課	1 2 1 1	川南町男女共同参画社会形成促進条例	2014年12月19日	2014年12月19日								1	
45 406	都農町	総務課	1 2 1 1	都農町男女共同参画推進条例	2019年3月14日	2019年4月1日								1	
45 421	門川町	総務課	1 2 2 1	門川町男女共同参画推進条例	2020年3月10日	2020年4月1日		第3次かどがわ男女共同参画基本計画	2024年4月	~ 2029年3月	2	1			
45 429	諸塙村	総務政策課	1 2 1 1	諸塙村男女共同参画推進条例	2024年9月10日	2024年10月1日		諸塙村男女共同参画基本計画	2025年4月	~ 2030年3月	1	1			
45 430	椎葉村	総務課	1 2 1 1	椎葉村男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		第2次椎葉村男女共同参画基本計画	2023年4月	~ 2028年3月	1	1			
45 434	美郷町	総務課	1 2 1 1	美郷町男女共同参画推進条例	2018年3月9日	2018年4月1日		美郷町男女共同参画計画	2025年4月1日	~ 2029年3月31日	1	1			
45 441	高千穂町	企画観光課	1 2 1 1	高千穂町男女共同参画推進条例	2015年10月1日	2015年10月1日		第2期高千穂町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1			
45 442	日之影町	地域振興課	1 2 2 1	日之影町男女共同参画推進条例	2017年3月2日	2017年4月1日		日之影町男女共同参画計画	2018年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1			
45 443	五ヶ瀬町	総務課	1 2 1 1	五ヶ瀬町男女共同参画社会づくり推進条例	2020年3月23日	2020年3月23日								1	

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)				
		担当課(室)名	所属事務所掌	の有無	連絡会議	の有無	の有無	問3-1 有	問3-1 無	問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-1 有

<選択肢回答>

所属
 1 首長部局 1 有
 2 教育委員会 2 無

事務所掌
 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
 2 1ではない 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

現在の状況

1 策定予定有

2 策定予定無

2 2026年度以降の制定を目指し検討中

3 その他

4 検討していない

1 一体

2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定

2 総合計画の一部として策定

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

宮崎県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営			
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
	4								0	4	2	2	0	2	2	1
45 201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	パレット	880-0879	宮崎県宮崎市宮崎駅東3丁目6-7	0985-25-2055	0985-25-2056	https://pal-let.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
45 202	都城市	都城市男女共同参画センター		885-8555	都城市姫城町6-21	0986-23-2121	0986-21-3034	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
45 203	延岡市	延岡市男女共同参画センター		882-0816	宮崎県延岡市桜小路360番地2	0982-22-7056	0982-23-1145	無	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
45 204	日南市															
45 205	小林市															
45 206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	さんぴあ	883-0046	宮崎県日向市中町1-31	0982-50-0300	0982-50-0301	http://sun-pia.com/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
45 207	串間市															
45 208	西都市															
45 209	えびの市															
45 341	三股町															
45 361	高原町															
45 382	国富町															
45 383	綾町															
45 401	高鍋町															
45 402	新富町															
45 403	西米良村															
45 404	木城町															
45 405	川南町															
45 406	都農町															
45 421	門川町															
45 429	諸塙村															
45 430	椎葉村															
45 434	美郷町															
45 441	高千穂町															
45 442	日之影町															
45 443	五ヶ瀬町															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

宮崎県

都道府県コード	市町村名	市区町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
					設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
			4		3		5				1	3	3	2	0	0	0	2	0
45	201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	2015年12月1日	○		○	8	13	42,382	○	○	○						・交流促進:宮崎市在住の宮崎県男女共同参画地域推進員の意見交換会の開催 ・企業・NPO法人との連携・働きかけ:事業者への講師派遣 ・その他:ファミリー・サポート・センターの事業(子ども預かり等)
45	202	都城市	都城市男女共同参画センター	2005年3月1日			○												
45	203	延岡市	延岡市男女共同参画センター	2004年4月1日	○		○	2	2	5,694	○	○	○	○				○	
45	204	日南市																	
45	205	小林市																	
45	206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	2001年7月1日	○			3	0	4,446	○	○							
45	207	串間市																	
45	208	西都市					○												
45	209	えびの市																	
45	341	三股町																	
45	361	高原町																	
45	382	国富町																	
45	383	綾町																	
45	401	高鍋町																	
45	402	新富町																	
45	403	西米良村																	
45	404	木城町																	
45	405	川南町																	
45	406	都農町																	
45	421	門川町																	
45	429	諸塙村																	
45	430	椎葉村																	
45	434	美郷町																	
45	441	高千穂町					○												
45	442	日之影町																	
45	443	五ヶ瀬町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

宮崎県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
/	/	/	1			8	0	0.0	12	0	0.0	17	0	0.0	17	0	0.0	2,481	135	5.4	
45	201	宮崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							715	54	7.6	
45	202	都城市				1	0	0.0	2	0	0.0							297	8	2.7	
45	203	延岡市	2000年1月15日	男女共同参画都市宣言	1	0	0		2	0	0.0							385	45	11.7	
45	204	日南市				1	0	0.0	1	0	0.0							153	2	1.3	
45	205	小林市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	4	7.3	
45	206	日向市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	6	6.5	
45	207	串間市				1	0	0.0	1	0	0.0							150	0	0.0	
45	208	西都市				1	0	0.0	1	0	0.0							70	0	0.0	
45	209	えびの市				1	0	0.0	1	0	0.0							64	3	4.7	
45	341	三股町											1	0	0.0	1	0	0.0	30	1	3.3
45	361	高原町											1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
45	382	国富町											1	0	0.0	1	0	0.0	62	3	4.8
45	383	綾町											1	0	0.0	1	0	0.0	22	2	9.1
45	401	高鍋町											1	0	0.0	1	0	0.0			
45	402	新富町											1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
45	403	西米良村											1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
45	404	木城町											1	0	0.0	1	0	0.0	40	2	5.0
45	405	川南町											1	0	0.0	1	0	0.0	6	1	16.7
45	406	都農町											1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
45	421	門川町											1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
45	429	諸塙村											1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
45	430	椎葉村											1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
45	434	美郷町											1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
45	441	高千穂町											1	0	0.0	1	0	0.0	56	0	0.0
45	442	日之影町											1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
45	443	五ヶ瀬町											1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

宮崎県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						調査時点コード						
		問8-1			問8-2			問9-1			問9-2			問10-1			問10-2															
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	市町村防災会議(委員のみ)	市町村防災会議(会長を含む)											
						814	716	11,278	3,133	27.8																						
						454	411	6,382	1,657	26.0	142	99	814	187	23.0	763	82	10.7	787	83	10.5											
						445	402	6,116	1,558	25.5	135	98	793	186	23.5																	
45	201	宮崎市	40.0	2030年3月		114	107	1,557	449	28.8	①地方自治法第138条の4第3項の規定により法律または条例により設置する附帯期間②要綱等により定められたもので合議制の組織形態をもち、審査、諮詢、調査などを職務とする機関		63	58	1,252	373	29.8	6	5	45	11	24.4	51	8	15.7	52	8	15.4	1	1	1	
45	202	都城市	40.0	2026年3月		117	102	1,869	663	35.5	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等		25	24	334	106	31.7	6	4	41	12	29.3	45	9	20.0	46	9	19.6	1	1	1	
45	203	延岡市	40.0	2032年3月		53	52	833	261	31.3	・地方自治法第202条の3に基づく審議会等		23	23	368	123	33.4	6	6	37	11	29.7	44	2	4.5	45	2	4.4	2	2025年3月31日	2025年3月31日	2025年3月31日
45	204	日南市	35.0	2026年3月		49	46	690	202	29.3	条例・要綱・規則の範囲		11	11	197	49	24.9	6	3	49	5	10.2	44	9	20.5	45	9	20.0	1	1	1	
45	205	小林市	40.0	2032年0月		42	38	606	134	22.1	「地方自治法第202条の3に基づく審議会等」「地方自治法第180条の5に基づく委員会等」「その他要綱等により設置するもの」		14	14	214	51	23.8	6	5	35	7	20.0	34	2	5.9	35	2	5.7	1	1	1	
45	206	日向市	40.0	2027年3月		58	53	784	213	27.2	市で作成のガイドラインに基づいて設置されている附属機関、私的諮問機関		21	20	325	88	27.1	6	5	30	8	26.7	40	3	7.5	41	4	9.8	1	1	1	
45	207	串間市	50.0	2030年3月		32	31	404	105	26.0	法律、条例、規則等により設置されている審議会等		10	10	160	39	24.4	6	5	29	8	27.6	34	4	11.8	35	4	11.4	1	1	1	
45	208	西都市	33.0	2029年3月		30	27	931	268	28.8	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		25	23	309	75	24.3	4	4	43	8	18.6	40	6	15.0	41	6	14.6	1	1	1	
45	209	えびの市	40.0	2028年3月		59	51	750	173	23.1	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		25	20	306	56	18.3	6	5	44	16	36.4	30	0	0.0	31	0	0.0	2	2025年3月31日	2025年3月31日	2025年3月31日
45	341	三股町	40.0	2025年3月		9	6	75	11	14.7	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		13	12	149	34	22.8	6	3	23	4	17.4	43	3	7.0	44	3	6.8	1	1	1	
45	361	高原町	40.0	2033年3月		7	7	106	21	19.8	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		16	14	206	41	19.9	6	5	33	8	24.2	31	3	9.7	32	3	9.4	1	1	1	
45	382	国富町				0	0	0	0		法令、条例、規則等により設置されている審議会等		15	13	165	39	23.6	6	3	34	6	17.6	18	1	5.6	19	1	5.3	1	1	1	
45	383	綾町				0	0	0	0		法令、条例、規則等により設置されている審議会等		10	10	68	22	32.4	6	5	26	7	26.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	
45	401	高鍋町	30.0	2026年3月		54	36	529	117	22.1	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		10	10	134	25	18.7	4	3	17	7	41.2	32	3	9.4	33	3	9.1	1	1	1	
45	402	新富町	29.0	2026年3月		26	23	297	100	33.7	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		26	23	297	100	33.7	4	3	27	6	22.2	42	8	19.0	43	8	18.6	1	1	1	
45	403	西米良村				2	2	13	4	30.8	特に定めていません		2	2	13	4	30.8	4	3	16	4	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	1	
45	404	木城町				42	31	429	93	21.7	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		17	15	262	43	16.4	4	3	17	5	29.4	38	4	10.5	39	4	10.3	1	1	1	
45	405	川南町				13	12	174	51	29.3	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		9	8	101	29	28.7	4	2	18	5	27.8	29	2	6.7	1	1	1	1	1	1	
45	406	都農町				11	10	138	23	16.7	法令、条例、規則等により設置されている審議会等		11	10	138	23	16.7	4	3	18	6	33.3	44	5	11.4	45	5	11.1	1	1	1	
45	421	門川町	50.0	2029年3月		9	8	83	24	28.9	法律により設置されている審議会等		9	8	83	24	28.9	5	3	29	6	20.7	19	3	15.8	20	3	15.0	1	1	1	
45	429	諸塙村				0	0	0	0		法律により設置されている審議会等		13	12	138	30	21.7	4	4	20	7	35.0	18</									

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

宮崎県

都道府県コード	市区町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性数委員	女性比率(%)		
									9	9	266	99	37.2	7	1	21	1	4.8											
宮崎市									1	1	70	21	30.0	0	0	0	0	0.0											
都城市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
延岡市									1	1	15	7	46.7	0	0	0	0	0.0											
日南市									1	1	56	17	30.4	0	0	0	0	0.0											
小林市									1	1	30	18	60.0	0	0	0	0	0.0											
日向市									2	2	47	18	38.3	0	0	0	0	0.0											
串間市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
西都市									0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3											
えびの市									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
三股町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
高原町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
国富町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
綾町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
高鍋町									1	1	18	5	27.8	1	0	3	0	0.0											
新富町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
西米良村									1	1	14	5	35.7	1	0	3	0	0.0											
木城町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
川南町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
都農町									1	1	16	8	50.0	1	0	3	0	0.0											
門川町									0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0											
諸塙村									0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0											
椎葉村									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
美郷町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
高千穂町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											
日之影町									0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0											
五ヶ瀬町									0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0											

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

宮崎県

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5								
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職					うち一般行政職				調査時点コード		その他		うち管理職数		うち管理職数		うち管理職数		うち管理職数							
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	防災部局危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)								
45 201	宮崎市	161	25	15.5	99	20	20.2	18	3	16.7	14	3	21.4	22	3	13.6	14	1	7.1	121	19	15.7	71	16	22.5	418	72	17.2	397	52	13.1	904	284	31.4	522	201	38.5	1	28	3	10.7	4	0	0.0	1	
45 202	都城市	104	26	25.0	104	26	25.0	19	7	36.8	19	7	36.8	0	0	0	0	0	0	85	19	22.4	85	19	22.4	100	31	31.0	100	31	31.0	215	40	18.6	215	40	18.6	1	7	0	0.0	3	0	0.0	1	
45 203	延岡市	107	15	14.0	88	13	14.8	16	1	6.3	14	1	7.1	18	0	0	16	0	0	0	73	14	19.2	58	12	20.7	140	21	15.0	113	16	14.2	125	42	33.6	90	31	34.4	1	14	2	14.3	3	0	0.0	1
45 204	日南市	48	4	8.3	34	3	8.8	12	1	8.3	8	1	8.8	0	0	0	0	0	0	36	3	8.3	26	2	7.7	87	22	25.3	57	9	15.8	245	111	45.3	164	72	43.9	1	5	1	20.0	2	0	0.0	1	
45 205	小林市	45	7	15.6	41	7	17.1	11	3	27.3	10	3	30.0	0	0	0	0	0	0	34	4	11.8	31	4	12.9	0	0	0	0	0	0	171	58	33.9	130	36	27.7	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 206	日向市	59	14	23.7	56	14	25.0	13	2	15.4	12	2	16.7	0	0	0	0	0	0	46	12	26.1	44	12	27.3	77	20	26.0	67	20	29.9	63	25	39.7	53	25	47.2	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
45 207	串間市	26	6	23.1	17	4	23.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	26	6	23.1	17	4	23.5	58	17	29.3	37	4	10.8	117	43	36.8	53	14	26.4	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1	
45 208	西都市	25	4	16.0	22	4	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	25	4	16.0	22	4	18.2	103	18	17.5	74	13	17.6	92	36	39.1	55	19	34.5	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 209	えびの市	31	2	6.5	24	2	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	31	2	6.5	24	2	8.3	37	8	21.6	33	7	21.2	43	16	37.2	32	12	37.5	1	6	1	16.7	2	1	50.0	1	
45 341	三股町	15	4	26.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	15	4	26.7	13	1	7.7	51	16	31.4	43	14	32.6	35	14	40.0	31	11	35.5	1	3	1	33.3	0	0	0.0	1	
45 361	高原町	19	4	21.1	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	19	4	21.1	18	3	16.7	13	5	38.5	11	3	27.3	65	25	38.5	38	11	28.9	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 382	国富町	16	1	6.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	16	1	6.3	16	1	6.3	17	0	0.0	17	0	0.0	25	6	24.0	25	6	24.0	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 383	綾町	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	12	0	0.0	12	0	0.0	10	2	20.0	10	2	20.0	18	7	38.9	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1				
45 401	高鍋町	16	3	18.8	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	16	3	18.8	13	3	23.1	29	5	17.2	29	5	17.2	38	14	36.8	38	14	36.8	1	4	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 402	新富町	22	7	31.8	19	6	31.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	22	7	31.8	19	6	31.6	33	10	30.3	27	8	29.6	66	26	39.4	55	23	41.8	1	3	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 403	西米良村	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	11	1	9.1	11	1	9.1	21	13	61.9	13	6	46.2	16	9	56.3	15	8	53.3	1	1	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 404	木城町	15	1	6.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	15	1																									

調査表4-5

市町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

宮崎県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1を選択した場合、1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4いずれか一つ〇をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定後期間よりも短い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他			
ドネイション	8	1の合計	25	0	23	2		23 23 23 23 13			
	6	2の合計	0	21	2	23		2 2 2 2 0			
	2	3の合計	0	4		0		0 0 0 0 0			
	10	4の合計	1	0				1 1 1 1 0			
45 201 宮崎市	1	宮崎市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (使用の承認等) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、別表に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものにあっては、旧姓を使用することではない。 (1) 法令上戸籍における氏を使用しなければならないもの (2) 職務の遂行又は事務の執行において、誤解又は混亂を生ずる恐れがあるもの	宮崎市議会	1	2	1	宮崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
45 202 都城市	1	都城市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混亂を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	都城市議会	1	2	1	都城市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
45 203 延岡市	3		延岡市議会	1	2	1	延岡市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
45 204 日南市	1	日南市職員の旧姓使用の取扱いに関する規定 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	日南市議会	1	2	1	日南市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
45 205 小林市	2		小林市議会	1	2	1	小林市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	小林市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の不支給及び減額) 第3条 議員が定期中に連続する2回の定例会の会議等を全て欠席したときは、当該2回目の定例会の開会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が傷病によるその他の理由で連続して欠席した日目の定例会の開会日の属する月の翌月から、満1ヶ月を越する月までは、議員報酬月額100分の60を支給する。 3 前2項の規定により議員報酬を支給しないこと、又は減額して支給することされた議員が、定例会の会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月から議員報酬を支給する。 (期末手当の不支給及び減額) 第4条 前条第1項の規定により議員報酬を支給しないことされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当は支給しない。 2 前条第2項の規定により議員報酬を減額して支給することされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当の100分の60を支給する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により、定例会の会議等に出席できない場合は、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 災害その他個人の責によらない事故等の場合で、議長が前号に準じると認める事由 (3) 出産	1 1 1 1 1	
45 206 日向市	1	日向市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	日向市議会	1	2	1	日向市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
45 207 串間市	4		串間市議会	1	2	1	串間市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	議会名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得することができる産前産後期間は、次のようなですか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
県 コ ド	村 コ ド	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 病気 その他
45 208	西都市	2	西都市議会	1	2	1	西都市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2 2 2 2 2
45 209	えびの市	1	えびの市議会	1	3	1	えびの市議会会議規則(昭和46年10月11日えびの市議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第88条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2. 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1
45 341	三股町	2	三股町議会	1	2	1	三股町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわざで、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
45 361	高原町	2	高原町議会	1	2	1	高原町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわざで、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1
45 382	国富町	4	国富町議会	1	2	1	国富町議会規則 第2条 2. 前項の規定にかかるわざで、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1 1 1 1 1
45 383	綾町	4	綾町議会	1	2	1	綾町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2		1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-2で1を選択した場合、取得することができる可能な休業期間は、次のようなですか。	問12-3 問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-4で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-6で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
県 コ ド	村 コ ド	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めいない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 病気 その他		
45 401	高鍋町	高鍋町職員旧姓使用取扱要綱	(趣旨) 第1条 この要綱は、高鍋町一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用的範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 職員録、名札その他単に氏名が記載されたもの (2) 法令に違反するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせるおそれのないもの (3) 法令に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じせるおそれのないもの 2. 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。ただし、職員の身分関係を規定する文書のうち、職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じせるおそれのないものとして、町長が特に認めるものについては、この限りない。 (旧姓使用者等の責務) 第3条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に住民及び職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。また、旧姓の使用を認められた文書等には、原則として統一的に旧姓を使用しなければならない。 2. 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、その適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (旧姓使用届) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により、町長に届け出なければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)により、町長に届け出なければならない。 2. 前項の規定により旧姓の使用を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用を届け出ることはできない。 (会計年度任用職員に係る再度の任用の場合等の取扱) 第6条 会計年度任用職員のうち旧姓を使用していた者で、地方公務員法第22条の2第4項の規定により任期が更新されるときは、前会計年度に引き続き翌会計年度において同一の職種内容の職に任用されるときは、引き続き旧姓を使用することができる。 (その他必要事項) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は別に定める。 附 則 この訓令は、公布の日から施行する。	高鍋町議会	1	2	1	高鍋町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
45 402	新富町	新富町職員の旧姓使用に関する規程		新富町議会	1	2	1	新富町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
45 403	西米良村				4					4 4 4 4 4 4	
45 404	木城町	木城町職員旧姓使用取扱要綱	(趣旨) 第1条 この要綱は、木城町職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。	木城町議会	1	2	1	木城町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
45 405	川南町			川南町議会	1	3	1	川南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1
45 406	都農町			都農町議会	1	2	1	都農町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-3 問12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
県 コ ド	村 コ ド	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 病気 その他	
45 421	門川町	門川町議会	1	3	1	門川町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
45 429	諸塙村	諸塙村議会	1	2	2	椎葉村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2 2 2 2 2 2
45 430	椎葉村	椎葉村議会	1	2	1	美郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
45 431	美郷町	美郷町議会	1	2	1	高千穂町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
45 441	高千穂町	高千穂町議会	1	2	1	日之影町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する事ができる。	2			1 1 1 1 1 1
45 442	日之影町	日之影町議会	1	2	1	五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条 議員活動ができない期間の議員報酬は、議員報酬条例に定める議員報酬に、議会の会議等を欠席した日、又は長期欠席届のあった日のいすれか早い日から、議会の会議等に出席した日、又は議会活動復帰届出書のあった日のいすれか早い日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、議員報酬第2条の規定にかかるわらず次の表に定める割合を乗じて得た額を議員報酬の月額から減額するものとする。 欠席期間 減額割合 90日を超える180日以内 100分の30 180日を超える365日以内 100分の50 365日を超えるとき 100分の80 2. 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(当該日が月の初日であるときは、その日の属する月。)から議員の会議等に出席した日または議会活動復帰届出書のあった日のいすれか早い日の属する月(当該日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。)以下「減額月」という。まで適用する。ただし議員資格を失う等の減額月に受けるべき議員報酬がないときは、この限りではない。 3. 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額月の初日から末日までを通じて同じ割合を減額しないときは、その議員報酬の額は、その減額月の日々を基礎として日割りによって計算する。 (期末手当の減額) 第5条 6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)のそれぞれ前6か月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当は、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額を期末手当から減額する。 (適用除外) 第6条 次に掲げる理由により議会活動等を欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産 (3) 災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害等に準ずると認めるもの	1			1 1 1 1 1 1
45 443	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町議会	1	3	2					

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

宮崎県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		
都道府県	市町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
都道府県	市町村	議員の利用することのできる保育施設等があるか。議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる保育室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する研修を行っている取組みは、次のうちどれか。	該部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年内閣府がハラスメント防止研修教材(以下「ハラスメント防止研修教材」といいます)を利用している又は利用する予定はありません。	男女共同参画議会において、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがありますればご記入ください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがありますればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画セミナー等具体的な役割が明確に位置づけられているか。	本部員総数※本部長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	内職員に対する男女共同参画の視点から消防・復興などをテーマとした研修の実施状況				
県	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設) 2. 保育に必要な施設または提供がされている。(臨時) 3. 提供する予定のものも含む。 4. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 用意している。 2. 行ってない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定である。 4. 今はしていない。 5. 設置または提供する予定はない。	規ハラスメ倫理問題ト防等に關する議員向	1 2 3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. 今はしていない。 5. 設置または提供する予定はない。	1. 研修に利用している。 2. 研修にない。 3. 行っておらず、今は現行は研修を行っていない。 4. 今は現行は研修を行っていない。 5. 研修を行っていない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今は現行は研修を行っていない。 4. 今は現行は研修を行っていない。 5. 研修を行っていない。	1. 明記した規定があり、運用上認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 行っておらず、今は現行は研修を行っていない。 4. 明記した規定があり、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	762	126	16.5%	5				
ココロ	村	0 2 7	1 6 8	6 1 0	10 4 2 3	10 7 9 2	6 9 15 1	20	6	19	1	77	13	16.9					
ドド	名	0	0	11															
45 201	宮崎市	4 4 1 1	宮崎市議会政治倫理条例	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (6) セクシャル・ハラスメント(他の者と不快にさせる性的な言動をいう)、パワーハラスメント(優越的な関係を背景として行われる、職務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与える人格若しくは尊厳を毀損し、又は相手方の職務の環境を害することとなるよううのものをいう。)その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1 3 2 2							2	77	13	16.9				
45 202	都城市	4 2 1	都城市議会議員政治倫理規程	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)市民全体の代表者として、その立位又は名前を損なう一切の行為及びその職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。	2 3 3 1		都城市議会議員の通称名等の使用に関する規程	会議等の欠席許可事由に「出席」や「開会」がある。	1	都城市地域防災計画	男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関と連携を図りながら相談窓口の周知報告に努める	24	5	20.8	○				
45 203	延岡市	4 4 3			1 1 3 2		白南市議会議員の通称名等の使用に関する規程		3		27	1	3.7	○					
45 204	日南市	4 4 2			2 2 2 1		(通称名等使用の届出書)		2		3	0	0.0	○					
45 205	小林市	4 4 2			1 1 1 1		第2条 議員は、前項に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)に署名又は記名押印の上、議長に提出し承認を得なければならない。 2. 議長は、前項の届出書の提出があつた場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。	会議等の欠席許可事由に「出席」や「開会」がある。	1	都城市地域防災計画	男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関と連携を図りながら相談窓口の周知報告に努める	12	3	25.0					
45 206	日向市	4 4 1 1	日向市議会議員政治倫理条例	第4条第5項 セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1 2 2 4		特になし		2		47	11	23.4						
45 207	串間市	4 4 1 1	串間市議会ハラスメント防止条例	(議員の責務) 第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能及び義務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するため、ハラスメントが個人の尊厳を不當に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び執務環境を害するものであることをより市長等が職務遂行上の対等立場にあることを自覚し、市長等の人格を尊重した活動をしなければならない。 3. 議員は、当該議員によるハラスメントが行われたと疑われるときは、自ら議案などの態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。 4. 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対して憤りや旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。	1 3 3 4		1	地方防災計画(第2編 風水害対策編)	男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関と連携を図りながら相談窓口の周知報告に努める	54	7	13.0	○						
45 208	西都市	4 2 3			3 3 4				2		61	3	4.9	○					

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		研修の実施状況		
都道府県	市町村	市町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15		
都道府県	市町村	市町村	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	議員が利用する保育施設等、議員会に設置または提供されているか。	
県・市・町	村・町	村・町	1. 人員及び場所の提供または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳室等の必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室等の必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており組む予定もない。 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており組む予定はない。 4. その他	その他内容	1. 規定による 2. ハラスメント防止規則による 3. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており組む予定はない。 4. その他	1. 明記した規定による 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており組む予定はない。 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており組む予定はない。 4. その他	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており組む予定はない。 4. その他	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	本部員数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府内議員に対する同様の現状の把握から、府の防災・復興をテーマにした研修の実施状況		
ココリド	名	名	えびの市議会議員政治倫理条例(平成22年3月29日えびの市条例第15号) えびの市議会ハラスメント防止規則(令和4年9月28日えびの市条例第20号) えびの市議会議員政治倫理条例 第3条 3. 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう)その他の人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。 えびの市議会ハラスメント防止規則 議員は市民の負託を受けた代議者であることから、その負託に応えるため、議員としての高い倫理と品質が求められる。ましてや議員の地位による影響力を真正に利用したハラスメント行為はしてはいけないものである。セクシャル・ハラスメント・ハラスメントその他の嫌がらせ。風説の流布等により人権を侵害し、又は不快とされる行為(以下「ハラスメント」という)。他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」であることから、その負託に応えるため、議員としての高い倫理と品質が求められる。また、ハラスメントは基本的人権、個人の尊厳を傷つけ、議会活動及び議論の自由を阻害するものであり、議員の職務を妨げてはならない。特に議長等が行なうハラスメントは議院在籍にいじ上りで議院議長等の尊嚴を傷つけ、議院の運営に悪影響を及ぼす。議院の運営に悪影響を及ぼす。議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不尊重・傷つけ、労働意欲を低下させ、又は勤務環境を悪化するものである。市長等の市議会議員の職務執行上の問題等に際してあることを自覚し、市長等の人格を尊重した活動をしてはいけない。 そのため、身分、職位及び職責にかかわらず、全ての者が互いに人格を尊重し、相互に信頼合うことで、その能動的・発律することができるようになります。これらの市議会は、ハラスメントを防止し、根絶し、努力し、市長等の良好な勤務環境の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。 (目的) 第1条 この条例は、全ての議員が互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、議員及び議員としての役割を十分に発揮するため、議会内における議員間のハラスメント及び議員の地位を利用したハラスメントを防止し、根絶するための措置を定め、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより、全ての議員及び議長等が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することと市の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現を図ることを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市議等 えびの市議会基本条例(平成22年えびの市条例第14号)第9条に規定する市長等をいふ。 (えびの市議会基本条例(平成22年えびの市条例第14号)第9条) (2) ハラスメント 次に掲げる行為をいふ。 ア 相手を傷つけ、苦痛を與え、若しくは不快にさせる行為又は相手に不利益を与える行為 イ 社会的苦しきは性の差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 ウ 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、過度な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 エ 性指向、性自認の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為 (議員の義務) 第3条 議員は、市民全体の代表者として市民に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成のため、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2. 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不尊重・傷つけ、労働意欲を低下させ、又は勤務環境を悪化するものである。市長等の市議会議員の職務執行上の問題等に際してあることを自覚し、市長等の人格を尊重した活動をしてはいけない。 3. 議員は、当該議員によハラスメントがあると疑われたときは、自己潔浄態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4. 議員は、ハラスメントに当たる活動を行っている議員に対し厳しく指摘し、解決する努めなければならない。 (議員の職務) 第4条 議員は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等の実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議員は、議員及び議長等からハラスメントに関する苦情の申出があつたときは、別に定めどころに依り、速やかに、当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止措置を講じるものとする。の場合においては、議員は、事実関係の調査及び確認を行うために、ハラスメント審査会を設置することができる。 (公表等) 第6条 議員は、前条の規定により議員によるハラスメントがあつたことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名を公表その他必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、市長等から議員によるハラスメントがあつたことを報告されたときは、会議を代表する者から意見を聽き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。 (議員の職務) 第7条 議長が調査対象となつたときは議長が、議長及び副議長と共に調査対象となつたときは年長の議員が、この条例に規定する議員の職務を行う。 (被害者のプライバシー等の保護等) 第8条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに際し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	2	3	2	4	2	31	1	32								

都道府県	市区町村	市町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15				
福岡県	福岡市東区	福岡市	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画(政治分野におけるハラスメント防止研修教材)を利用していいる又は利用する予定はありますか。	男女共同参画のため実施していることがあれば記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問12-16で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	男女共同参画のため実施していることがあれば記入ください。	問13で1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	本部員総数※本部長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	府内職員に対する男女共同参画の視点から防災・復興をテーマにした研修の実施状況			
福岡市	福岡市東区	福岡市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	規ハ 定ラ スメ 理ント 規ト防 止ーに が関 ある る 相 談ラ 窓口メ ント設 置に して いる 議 員 向 け	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めていいる。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)	諸塙村地域防災計画 第2款 避難所の開設、運営(生活環境の整備)男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努める。	4	0	0.0				
45	429	諸塙村	4	4	2				2	3	2	4		1	4	0	0.0				
45	430	椎葉村	2	2	2				1	2	2	4		2	14	0	0.0				
45	431	美郷町	4	2	3				1	3	3	4		2	160	50	31.3				
45	441	高千穂町	4	2	3				3		3	4		2	21	4	19.0				
45	442	日之影町	4	4	3				3		3	4		2	16	1	6.3				
45	443	五ヶ瀬町	4	1	1	2			1	1	3	4		2	13	2	15.4				